



大学と政治

近代日本の大学の自治、その建設と破壊

瀧川幸辰

書肆心水

目 次

I 近代日本の大学の自治

大学の自治	18
大学の自己主張	23
死して生きる道	26
責任と義務	29
研究の自由	40
大学の自由と政治的行動	48
最高学府の性格	54
自由と責任	61
京都大学創立六十年	66

II

研究の自由——いわゆる京大事件

まえがき	72
『復活』事件（一九三二年）	73
『刑法読本』問題（一九三三年）	76

III

激

流

1

いわゆる「瀧川事件」の発端	108
中央大学での『復活』講演	110
草野さんの「瀧川幸辰氏に糺す」	112
新城総長の言動	114
「糺す」問題の結末	116

客観主義の刑法	79
或るエピソード	82
辞職勧告（一九三三年四月）	84
大学の自治	87
澤柳事件（一九一三年）	88
研究の自由	95
「暗黒時代」	97
あいまいな罷免理由	99
附記	106

鳩山文相の車中談	118
国会での思想問題	118
B K放送での大審院判決批評	119
宮澤裕議員、『刑法読本』を問題視	
客観主義刑法理論	123
『刑法読本』と大畑さん	
シナ服がけしからん	128
ある長老教授の不可思議な発言	129
2	
『刑法読本』の発売禁止	132
問題の表面化	134
小西総長と文部当局との会見	138
小西総長の声明	140
長江丸での不快な事件	142
無政府主義者からマルクシストに	
軍部の干渉——竹田省先生のこと	144
長老教授〃『策動』教授	147
文部省の卑劣な策謀	152

母の教訓	153
策動的な学内評議会	155
3	
大学自治と人事	157
大学自治獲得の由来	159
国立大学の沿革	161
「澤柳事件」のきっかけ	163
澤柳総長の大学改革の構想	165
「澤柳事件」の経過	167
佐々木惣一先生の「秋の感懷」	171
佐々木先生の苦境	173
学生から見た「澤柳事件」	175
辞表提出から「澤柳事件」落着まで	177
「澤柳事件」のポイント	180
4	
“こまつている”文部省と鳩山文相	183
小西総長の不可解な沈黙	186
「河上事件」のあらまし	188

「学連事件」の思い出 191

京大講演部での河上肇氏の講演

195

引続き蓑田胸喜氏の講演

197

意外にも軍事教練反対者となる

199

軍事教練反対のいきさつ

201

軍事教練反対の後日譚

203

法学部総辞職の舞台裏

206

静かなる訣別

209

5

警察、右翼の蠢動

211

訣別声明書の内容

214

小西総長の辞意撤回

217

はつきりしない私の休職理由

219

宮本法学部長の反駁

222

『刑法読本』は姦通を奨励している

224

『刑法読本』の内乱罪

226

『監獄が理想社会』?

228

『刑法読本』での尊属殺

230

	無責任な文部大臣	232
	テンテコ舞いの文部省内	234
6	休職発令後の一般情勢（一）	235
	休職発令後の一般情勢（二）	237
	四教授連署の「辞表進達促進願」	239
	小西総長、文部当局と折衝	241
	小西総長の立場	244
	小西総長の〃秘策〃 〃妥協案〃	246
	新聞に報道された鳩山・小西解決案	248
	法学部及び佐々木教授の反論	251
	小西総長辞任後一週間の模様	255
	松井総長の果斷にお手あげの報道陣	257
	事件の表面的な落着	259
7	不見識きわまる松井総長と留任問題	260
	免官二教授と残留七教授の声明書	264
	法学部、事件前の三分の一に縮小	268

京大復帰者の忘恩的態度	270
弁護士開業の事情	272
帝国軍人と闇取引	275
検事の人権じゅうりん	277
国粹団体「七生会」の深夜の脅迫	280
いわゆる「毒饅頭事件」に關係する	285
「毒饅頭事件」にまつわる思い出	288
好印象のもてたただ一人の検事	288
慣例化されている〃裁判所時間〃	290
住宅侵入罪で裁かれた姦通罪	292
8	
最後の大坂爆撃と天皇のラジオ放送	295
大学復帰の新聞報道	297
京大への復帰を正式に求められる	299
復帰について三人三様の見解	302
佐々木先生に御相談する	304
「竹田覚書」の全文	306
恒藤君の起草した復帰宣言	308

- 9
黒田放言と鳥養総長の早わざ 310
教官の資格審査に踏みきる 312
専任教授の補充に踏みきる 316

- 新制大学の発足近づく 319
平田教授の『京大法学部事件批判』 321
苦労させられた教養部の設置 323
吹きあれる赤色の突風 324
エチケットを知らない女子学生 326
通称「看護婦事件」の醜状 328
〃教育者〃に冷汗 330
総長代理時代の仕事 332
定年問題の挿話と総長選挙規程改定 335
総長選挙の決戦に敗れて喜ばれる 337
「天皇事件」のこと 339
大学自治のはきちがえ 342
私への暴行事件 344

大学と政治——近代日本の大学の自治、その建設と破壊

凡例

- 一、本書は瀧川幸辰の四つの本が収めるテキストからなっている。第一部は『瀧川幸辰 文と人』（一九六三年、瀧川幸辰先生記念会、非売品）、『ゆきとき清談』（一九六四年、河出書房新社）から選び出したもの、第二部は『研究の自由——謂ゆる京大事件』（一九五七年、生活社）の全て、第三部は『激流——昭和レジスタンスの断面』（一九六三年、河出書房新社）の本文の全てである。第一部のタイトルは書肆心水がつけたものである。
- 一、第一部の式辞類のタイトルは元の本の編集者によるもので、第三部の小見出しも元の本の編集者によるものである（『激流』の校正刷が出る前に著者が突然病死したため）。
- 一、第三部として収録の『激流』では鍵括弧括りの部分（会話文、引用文）の前後で改行されているところが多いが、本書では、長くないものは改行せず追い込んだ場合が多い。また、『激流』では「I～IX」の区分けがなされているが、本書では区分けの数字には「1～9」を使用した。
- 一、本書では左記のように表記の現代化を図っている（引用部分においても原則は同様であるが、片仮名書きのものなど、元のままとした場合がある）。
- 一、本書は新字体漢字の標準字体で表記した（ただし人名は、「瀧川」ではなく「瀧川」と表記する事とのかねあいで、新字体での表記を避けた）。
- 一、現在難読として漢字表記が避けられる傾向のあるものを平仮名表記におきかえた。「けいべつ」、「明りょう」などの、現在難読とはいえない平仮名表記は元の本でおこなわれているものである。
- 一、語句のごく目立つ表記ゆれは統一的に処理した。
- 一、読み仮名ルビを補つたところがある。
- 一、句読点を加減調整したところがある。
- 一、送り仮名を現代的に加減した。
- 一、鍵括弧の用法は概ね現在一般の慣例により整理した。
- 一、片仮名語は現在もつとも一般な表記におきかえたものがある。
- 一、本書刊行所による注記は「」で示した。

I

近代日本の大学の自治

大学の自治

池田声明から大学管理制度の確立が問題化してきた。現行の公務員特例法は、読み替え規定があるため、ちょっとみると明確化を欠いているようだが、気を静めて読むと、そんなに理解の困難なものではない。

戦後あたらしい大学のことは知らないが、旧帝国大学には伝統があつて、大学自治の在り方はほぼ方針がきまつっている。他の大学に勤めたことがないから、大学自治とくに教官人事がどうなつてあるか知らないが、大正四年に卒業し、同七年から教官の末席をけがしてから昭和三十二年に総長の任期を終えて退却するまで、四十年間勤めていた京都大学のことは、人並以上に知っているという確信がある。大学は学問の場である。研究の結果を学生に教えることも大学の任務であるが、ウイルヘルム・フンボルト（一八一〇年に創設されたベルリン大学の中心人物）がいつたように、大学は教授のために存する、学生のために存するのではない、という点に近代大学の特色がある。学問の研究は自由でなければならぬ。大学における研究の自由は、権力、財力、俗論の圧迫のないことが条件である。そのためには、大学に自治が必要である。大学の自治は、研究者の身分が保障されてはじめて効果をあげる。研究者の身分の保障は大学自身が研究者の任命、

罷免の権限をもつところでなければ認められない。従つて大学自治の中核は、研究者の団体が研究者を選択し、また、排除できる組織にある。

京都大学は明治三十年に創設されてから、研究の自由と、それを擁護するために、相当の犠牲を払つてきた。京都大学といつても、それは、主として京都帝国大学法科大学（現在は京都大学法学部と改称されているから、本稿では、叙述を簡単にするために、すべて現在の名称に従う）のことである。法学部が最初に学部内人事を行なつたのは明治四十年春の学部長の選任である。法学部の初代専任学部長織田萬教授に辞意があり、つぎの学部長をきめるとき、教授の互選によつた。文部省はこの定め方を任命大権干犯と称して反対したが、木下廣次初代総長は「見ず聞かず」の態度をとつて、法学部教授の互選した井上密教授を法学部長として具状した。その責任（文部省のいう大権干犯の責任）をとつて、井上法学部長の発令後、二ヶ月たつて退職した。学部長の互選制を布くために京都大学は一人の総長を犠牲にしたことになる。

つぎに起つた問題は、教授の任命、罷免はその教授の属する学部教授会がきめるという制度の獲得である。これは澤柳事件としていまなお有名である。

木下初代総長の退任のころ、京都大学は創立後すでに十年を経ており、初代総長の退任後、総長まんがわるく、創設当時の生氣を失なつたの觀があつた。文部省は京都大学の改革のため優秀な総長を任命する考え方から、東北大学総長澤柳政太郎氏を京都大学総長にもつてきつた。澤柳氏は高名な教育行政家であつて、すでに文部次官を歴任していた。大正二年五月に京都大学総長に任命されるや、同年七月十三日の卒業式当日に、医科、理工科、文科の七名の教授を退職させたことを発表した。そのころ、京都大学は法、医、理工、文の四学部からなる総合大学であつた。退職者には法学部の教授はいなかつたが、法学部教授会は、総長の措置をもつて、学問研究の自由とそれを擁護する大学の自治を侵すものとして総長に抗議した。法学部教授会の

主張は「教授の任命、罷免はその教授の属する教授会の同意のもとに行うべし」というのであった。澤柳総長は法学部教授会の主張を否定した。その根拠は、教授の任命、罷免を教授会で行なうというのは現行の制度でない、という法理論であって、仲間が仲間を罷免することは事実においてむずかしい、という情実論によつてうらうちされていた。総長の法理論に対して、法学部は、学問研究の自由を認めるには、教授会によって教授の任命、罷免を決定する制度運用規律を認める以外に方法はなく、この制度はドイツ、フランスでは、すでに認められており、大学にとつては当然の制度である、という主張であった。

総長対法学部教授会の理論闘争は夏休みのあいだも行なわれ、大正二年は闘争のうちに年を越してしまつた。学生（私も当時の学生であった）がこの闘争を知つたのは大正二年の暮である。教授の休講が連續するので、三々五々教授を訪ねて知つたのであった。

大正三年一月になつて、総長はやつと法学部教授会の主張を認めたが、両者のあいだに誤解があつたためか、解決の曙光が見えた事態が、急転直下、ついに法学部教授一同は辞表を総長の手許に提出した。そこで奥田義人文部大臣は法学部教授一同の出頭を求め、法学界の長老・穂積陳重、富井政章両氏の調停のもとに、文部大臣、総長、法学部教授が文部省で会見し、大臣は法学部の意見を確認した。それは「教授の任命、罷免については総長が職権の運用上教授会と協定することは差し支えなく、かつ、妥当である」というのである。「協定」は「協議決定」であり「教授会の同意を経べし」という意味であることに大臣も関係者一同も意見の一一致をみたので、法学部教授一同は一切の措置を大臣と両調停者に一任して辞表を撤回した。

澤柳総長は四月二十八日に依願免官になり医学部の荒木寅三郎教授が総長事務取扱を命ぜられた。

京都大学は、教授の任命、罷免については教授会の同意が必要である、という制度運用規律を樹立したが、そのために法学部教授一同は職を賭して戦つたのである。今日の諸大学は、教官の任命、罷免は教授会の議

によって行なうこと、学部長は教授会の互選によるということを、あたりまえのことにしているが、法学部教授会がそのために戦慄苦闘したことは案外だれにも知られていないようだから、一言したしたいである。

そのつぎは学長の学内選考であるが、これは澤柳事件につながるものである。大正三年八月に東京帝国大学総長山川健次郎氏が京都帝国大学総長兼任となつた。山川総長は翌四年六月に兼任をとかれだが、山川総長は京都大学における総長選挙規則制定のために就任されたのである。京都大学法学院部は、さきに織田萬教授の学部長辞任にさいし、井上密教授を次期学部長に互選したのであつたが、同時に総長の選挙制をも定めたい希望をもつていたが、機会を失ない、天下り総長を受け入れざるをえなかつた。そこで澤柳総長の退官を機会に、総長選挙制を一気に解決しようと努力した。その結果が山川総長の兼任となり、山川兼任総長のもとに総長選挙制を定めることになつた。その案が出来上り、いよいよ実行に移されることになつたので、山川総長の兼任から学内選挙総長の出現となり、さきに総長事務取扱であつた荒木教授がはじめて学内選挙総長として任命された。京都大学の総長選挙規則は山川兼任総長時代に制定され、それから二十五年を経た昭和二十四年に「学長選考基準」という名称の規則に改められたが、基本原則は改正前も改正後も同じである。その特色は「学長候補者は、本学の学長及び専任教授中から選考する」ということ、「学長候補者の選考は、本学専任教授全員の無記名投票により選挙を行なう」ということである。京都大学の専任教授でなれば投票の資格も、学長候補者になる資格もない。たつた一つの例外は、現任の学長は任期満了後、一回限り学長候補者となることができるということだけである。京都大学の専任教授に限られているから、兼任教授、助教授講師はもちろん助手や事務官には投票資格がない。

学長の資格を京都大学の専任教授にかぎつた理由は、研究の自由と大学の自治を全うするためである。いかにりっぱな人物であつても、他所からはいりこんで学長になられたのでは、京都大学の伝統も学内事情も

知らないため、なにをするかも知れない。研究の自由と大学の自治にとつて危険である。こういう考え方である。

助教授以下の研究者は教授の補助者であつて、意見があれば教授に開陳せよという建て前である。もつと端的にいふと大学行政に関与するには、あまりに未熟であるということである。

事務系統は大学の本体である研究に直接の関係がないから、学長候補者の選考から除外されるのは当然である。

学生はピラミッドを眺めながら通過する見物人にたとえてよい（ハイネの『ハルツの旅』にある言葉）。あるいは流れる水である。学生は学ぶ人という資格で大学協同体の一員となつてゐるだけで、それが大学行政に関与するなどはとんでもないことである。

私は、このたび発表された大学管理制度案が教授会の人事専決を否定しようとすることに反対である。大学が学問研究団体である以上、学問研究は直接の関係がない学長とか文部大臣とかが研究者の人事に口を出すのは無益であるばかりではなく有害である。端的にいふと、学長や文部大臣は、学部教授会の上申した人についてメクラバンをおすべきである。

私の考え方からいふと、教授会はウエートがあるだけに、それだけの責任感をもたねばならない。現在の各大学の教授会の在り方を外部から見ていると、仲間擁護の団体のように考えられるらしい。例えば、病気のため職責をつくしえない人を罷免する力がない。大学自治のなにものかを理解しえない人物でも定年まで腰をすえている。私は、当人ならびにその学部の名誉のために、具体的な実例をあげることを控えるが、願わくは胸に手をおいて静かに考えてもらいたい、教授諸君に。

（一九六二〔昭和三十七年〕・九 有信会誌）
※『瀧川幸辰 文と人』所収

大学の自己主張

一九三三年五月二十七日に、ハイデッガーの「ドイツ大学の自己主張」という総長就任講演があった。ハイデッガーは私の留学時代の一九二三年に、フライブルク大学のプリファート・ドチュント（大学で講義をする資格を得た人）からマールブルク大学の正教授になり、五年後の一九二八年にフッサールの後任としてフライブルク大学に迎えられて、一九三三年に総長に推薦された。数え年四十五の若い総長である。

ハイデッガーが就任講演で述べたことは、いわばナチス調の大学論である。「総長を引受けることはこの大學の精神的指導という義務を負うことである。教官と学生の服従はドイツ大学の本質に含まれている眞実にして共通の根底からのみ喚起され強化される」という言葉で講演をはじめている。ドイツ大学の本質は何であるか。ハイデッガーは「一般に人々は大学の支配的な本質的性格を大学自治において見る。大学自治は保存されるべきである。しかし自治へのこの要請が我々に何を求めるかを、我々は本当に考えたであろうか、不斷の厳格な自己反省がなくて果してこのことを知り得るであろうか」という。また「自治は自己反省の上にのみ成り立ち、自己反省はドイツ大学の自己主張のエネルギーのなかにおいてのみ成り立つ。それは実現

できるか、いかにして実現できるか。ドイツ大学の自己主張は本質に向つての根本的な共通意志である。ドイツの大学は学問から、学問によつて、ドイツ国民の運命の指導者と擁護者を養成し訓育する高等の学府として重んぜられる」「我々が学問のこの本質を欲するとすれば、大学の教師側は絶えることのない世界不安におかれている外部の部署に向つて突進せねばならない」「最も困難なドイツの運命にたえるドイツ学生団の断固たる決心から、大学の本質に向けられる意志が出て来る」。かように述べて「繰り返して口にされた意味の「大学の自由」はドイツの大学から除かれるであろう。というのは、この自由はただ否定的でしかないから、不当である。それは特に無関心、目的と傾向の任意性、行うこと行わないことの放逸性を意味する。ドイツの学生の自由概念はいまその真実性に還元されるであろう。ここから出発してドイツ学生団の将来における義務と奉公が展開される」。それは三つの義務、すなわち勤労奉公・国防奉公・国民の委託に答える知識奉公であるという。私の引用は断片的であるが、これがハイデッガーミズから間に対するみずからの答である。かくて「教官側の本質意志は学問の本質に関する知識の簡潔性・広大性に目ざめ、それを強化せねばならない。学生団の本質意志は知識の最高明りよう性とその訓練のなかに自分自身を強制し国民とその国家についての共通の知識を学問の本質のなかに、要求しながら決定しなければならない」といつて、「すべての偉大なもののは嵐のなかに立つ」というプラトンの言葉をもつて講演を結んでいる。

ベルリン大学の創立に関与した中心人物はウイルヘルム・フンボルトであった。ナポレオンから課せられた屈辱条件のもとで「国家は物質力において失つたものを精神力において補わねばならない」と前提して、堂々たる大学創立宣言を述べた。「大学は真理の探究を目的とする」「大学が本来の目的を達するとき、国家の目的も高い見地からみたさるという確信のもとに、最高学府に対し適當な助力をするようにならなければならない」と主張している。

私はハイデッガーの講演の前日の五月二十六日に反国家主義を抱いているという理由で京大教授をやめさせられた。ハイデッガーの講演を読んだのは数月後であるが、罷免と講演がほぼ同時なので、当時の感慨はいまも記憶にある。ファンボルトとハイデッガーを比べることによつて、学者はいかなる態度をとるべきかと
いう大切なことを教えられた。大学の教官が専門の学識をもつことは当然であるが、それよりも、学者に大切
なことは信念である。

(一九五八年八月三一日)

※『ゆきとき清談』所収

死して生きる道

国家が健全な発達をとげるためには、国家の内部で常に健全な理性が働くことを必要とする。かような要請にこたえて、国家のために健全な理性の働きを提供するのが国家の構成分子としての大学に課せられた使命である。この使命をはたすには、政府の不合理な要求に盲従することなく、これを批判し、改めさせねばならない。大学の理性は、政府が不合理を押し通そうとするときに一層強く主張されねばならない。

五月十九日から二十日にかけての自民党の安保改定単独採決（衆議院）から六月二十日の安保関係法案の抜き打ち可決（参議院）に至るまで、政府は万事を権力によってひた押しに押しまくった。そこには民主主義政治のかけらもない。国民の政府に対する反抗のピークは六月十五日の国会周辺のデモで、学生がデモの主力であったことが特色の一つである。

私は学生時代を加えると五十年近くも一つの大学に関係して一生を送った。ここで、大学の本質とは何か、という問題を四角張つて論ずることは控えるが、学問を研究してこれを学生に教授することが大学に課せられた任務であることだけ一言しておく。教官は研究し教授すること、学生は授けられた知識を将来に役立た

せること、これが教官と学生の第一義的相互義務である。大学教育がもたらす教養はすべてこの第一義的義務から生れる。どんな非常事態にあっても大学のこの義務は実行されなければならない。授業の継続を中止することは、その名がストであろうが授業辞退であろうが許さるべきではない。

このたび学生は政治情勢の不安を理由として学業を放棄し大衆デモに加わった。学生の態度を是認して「このような事態のとき学生の教育是不可能であり説得も効果がない」と声明した学長があるかと思うと、国立大学長会議では「大学の学長は学生を教育し補導する義務がある。その責任をまず果してからいうのならよいが、それをやらずに、この状態で教育ができない、というのはおかしい。学生の集団暴力について何の反省もなく、代りに教育がやれないといって、責任をすべて政治にもってゆくことは了解に苦しむ」という発言があり、文部大臣から二つの発言の矛盾を指摘されたと新聞は伝えている（六月十七、八日の各新聞）。国立大学協会の総会で一応の決議があり、文部大臣と大学長会議との間に了解が成立したにもかかわらず多数の大学では、国立大学協会の結論はなまぬるい、と非難し問題になった一大学長の発言を支持する声明を発表している。何のことかわからない。各大学長が集つて相談の上で成立した結論は各大学の総合意見である。それを無視するとなると、常に好んで口にする「大学民主主義」に反する。むしろ民主主義を邪魔しているともとれる。

大学の本質が傷つけられようとする場合は戦わねばならない。職責を行うための基本前提が破られたときは大学を去ることによって大学教官としての最後の責任をはたす、という大学教官の実践を完うする行動に出るのほかはない。眞の実践は理論と行動とが統一されたところにある。理論を伴わない行動が眞の実践にならないと同じく行動によって実践されない理論は眞の理論ではない。大学が政府を批判するのはよいが、政府攻撃の遠ぼえだけでは卑きよう者のそしりを免れない。

昭和八年の京大事件のとき、法学部教授であった恒藤恭君が大学の本質を守るためには「死して生きる道」を避けてはならないと聲明し、言明通りの行動をとられた。現在の大学のあり方に対しても頂門の一針である。

(三五年〔一九六〇年〕六月二六日)

※『ゆきとき清談』所収

責任と義務

昭和二十五年〔一九五〇年〕三月二十五日 京都大学卒業式告辭

卒業生諸君。諸君は今日、学園を巢立ちすることになりました。十数年にわたる諸君の学園生活に一応のピリオドをうつわけであります。

諸君の学園生活は苦労の多いものであります。戦争中は軍事産業の雑役にこき使われて、学生らしく勉強する時間がなかつたかと思います。戦後は、社会を襲う生活難のとばしりを浴びて、満足に学資を受けることがなかつたでしよう。諸君の一部分、或いは相当数の諸君は、おのずから「働きつつ学ぶ」という状態におかれました。これは私達の世代が経験しなかつたことです。「よく学びよく遊べ」というのが私達に与えられた教訓でしたが、諸君に対しては、社会はそんな気楽なことはいわなかつた、いい得なかつたのです。諸君は苦労した。それだけに賢くなつております。私達の世代は、諸君にくらべると、はるかに馬鹿でした。あの人は賢い、この言葉は、原則的には人を誉めることになります。しかし諸君、賢いということは、利口な、抜目がない、如才がない、という意味を含んでおるのであります。時には、ずるい、狡猾な、という意味にも用いられます。馬鹿といわれるとき、よい気持はしないが、馬鹿という言葉は、しばしば、人がよい、正

II

研究の自由——いわゆる京大事件

一九四七（昭和二十二）年刊行

私は一九一八年から一九三三年まで（大正七—昭和八年）十五年間京都大学に勤めた。その後の十三年間は大学と関係はなかつたが、一九四六年（昭和二一年）から再び京都大学に勤めている。この小文で私は研究ならびに教育の自由とそれを擁護するための大学の自治について、私の経験したところを書いてみようと思う。理論や批評ではなく、事実を述べることを主眼とする。私の立場からであるから、普遍性がないともいえるし、また主觀に偏するおそれがないとも限らないが、私の遭遇したことをそのまま書く。ときに想像とか推測にわたることが出てくるが、そうした場合はいちいち断りがきをして、事実との区別を明らかにする。京都大学に起つた事件の一つは、私の思想とか研究態度が問題になつたものであり、しかもその事件が世間的に影響が大きかつたとも考えられる。この事件については私としてはいいたいことがあり、世間の批判に問いたいこともあるが、それは将来の適当な機会に譲ることにして、ここでは私の経験した事実を記すことととどめる。京都大学に起つた事件は、私に関するものが最初ではないが、話を進める便宜上私の事件から出発したい。私の事件について京都大学のとつた態度は、その時代から数えて二十年前に起つた一つの事件、いわゆる澤柳事件によつて確立せられた原則に従つたものである。澤柳事件こそは日本の大学の歴史に特筆せらるべきものと思う。この機会に澤柳事件の荒筋を述べて学問の自由と大学の自治の由来を明らかにする。

『復活』事件（一九三二年）

話は十四年前にさかのぼる。一九三二年（昭和七年）十二月八日の朝、佐々木先生（佐々木惣一）から電話があり、面会したいということであった。それは木曜日のことで、私は十時まで講義があり、先生は十時から講義があつたので、研究室で話をした時間は十分くらいであった。先生の話は次の趣旨のものであった。「昨日宮本英脩君から話があつたことだが、君が中央大学とかでした講演が問題になっているということだ。総長（新城新藏）が文部大臣（鳩山一郎）からその話を聞き、大学に帰つてこれを英脩君に話したのを、私と宮本部長（英法担任の宮本英雄）と同席で英脩君から聞いた。部長と私と同席で聞いてもらいたいという英脩君の希望があつたので私も同席した。部長は学部規程改正の打合せのため昨夕東京へ出かけた。私に、これだけのことを話しておいてくれ、という依頼があつたので耳に入れておく。くわしいことは部長が帰つてから聞いてもらいたい。部長は文部省へ行くのであるから、おのずから君のことを聞いてくると思う。」佐々木先生の話はこれだけであつた。

この話を聞いて私は意外の感にうたれた。中央大学の講演といえば、その一月半前、十月二十八日に中央大学の講堂で試みた講演のことである。当時私は高等試験の用件で東京に滞在していたが、私と一緒に刑法を担当していた草野豹一郎君（大審院判事）の勧めによつて、同君と小野清一郎君（東京大学教授）と私の三人が講演をした。草野君のは出版犯罪に関するもの、小野君のは刑事補償法に関するもの、私のは「トルストイの復活に現れた刑罰思想」という題であった。私はイタリアのトユラティとイスのエッティンガーの刑罰否定論を批判した後に『復活』に示されたトルストイの刑罰思想を紹介し、社会は犯人に復讐態度をもつて臨む前に、犯罪の原因を十分に検討しなければならないこと、同情と理解とは報復刑罰にまさること

はるかに大である、というトルストイの立場を肯定したのであった。すでに前年に京都大学と東北大学とで試みた講演であり、講演の大要は京都大学の『法学論叢』に出ていて、講演のどこがどう問題になるのか、私には見当がつかなかつた。そうしたわけで、佐々木先生から話を聞いたとき意外に感じただけで、たいして気にもとめなかつた。

数日後に、私は東京から帰つた宮本部長から文部省での私に関する話を聞くことができた。宮本君はこのことにつき専門学務局長赤間信義氏と面会したことであつた。宮本君は次の趣旨のことを私に話してくれた。「赤間局長の話によると、君の講演の結論に不穏な点があつたということだ。犯罪は国家の組織がわるいから起る。それなのに国家が刑罰を加えることは矛盾である。犯罪は国家に対する刑罰である。そういう言葉が君の講演にあつたそうで、これは乱暴なことをいうものだと司法大臣（小山松吉）が文部大臣（鳩山一郎）に話をし、大臣が赤間局長に話をしたということである。議会で質問が出るという予告があつたとかで、文部省は答弁材料の準備に努めているらしい。講演の内容と君の講義または著書の講演内容と関係ある部分にラインでもつけて出してもらいたいという話であった。」大体の話はこうしたものであつた。（宮本部長と赤間局長との間の話は宮本君の手による「京大問題の真相」（昭和八年十一月に岩波書店から発行した『京大事件』の三二二一三一四頁）に問答体でくわしく出ている。本書のなかでしばしばこれを引用する。）

この話を聞いて私が、「講演というのは京都法学会でしたあの講演と同じものだ」というと、宮本君は「なんだ、あれか。くわしいことは忘れたが、『法学論叢』に載つていたね。とにかく、文部省へ話をする必要があるから大体のことを話してくれ」という。私は話をするよりは原稿を読んでもらうほうが手取早いと思つたので、「原稿があるから一応読んでくれないか、そのまま文部省へ提出してもらつて差支ない」と語つて、その日は別れた。翌日、私は原稿と岩波書店発行のトルストイ全集の『復活』（中村白葉訳）と宮本君に渡し

た。原稿には『復活』からの引用文の記入を省略し岩波版の頁数を記入してあるので、訳本と一緒に渡したわけである。中央大学の講演も原稿と訳本をもって試みたのであった。それから数日たつて宮本君とあつたとき、「原稿を文部省に出すことはやめよう、面白くない先例を作ることになる、講演の要領は書取ったから原稿も本も返す」ということであつた。

中央大学の講演についてのその後の経過は宮本君の「京大問題の真相」にあるとおり、年の押しつまつた十二月二十三日に宮本君は文部省に赤間氏を訪問し、講演の要旨を書取った覚書によつて内容を説明し、赤間氏は感謝の意を表したとのことである。ついでながら講演の最後のところ、赤間氏のいわゆる結論の不穏なところを、原稿のままあげておく。「『復活』に現れたトルストイの刑罰論を要約しよう。犯罪は犯人その人を介して社会に科せられる刑罰にほかならない。社会は犯罪のあるとき、その多くが人間にに対する無理解、利己心、墮落から発生しておることを知らねばならない。刑罰は、社会が犯人に対して犯すところの犯罪、その最もおそるべき犯罪である。人は個人的にも社会的にも、人間を罰する資格はない、むしろ相互に理解し助け合うべきである。他人の罪を許すことは他人を理解することに基く。吾々は犯人から逃げてはならない。犯人の前で眼をとじてはならない。犯人に近づき、理解と同情をもつてこれを導くべきである。理解と同情とは悪と復讐にまさる。悪に抵抗するな、というところに復活が成立つ。」ここで引用した部分は「罷免理由をたどる」という題で『改造』（昭和八年九月号）に発表し、後に『京大事件』のなかに収められてあら（一〇一一三頁）。伏字があつたが、本書では伏字を生かしてある。

『復活』の問題はこれだけりがついたと私は思つたし、宮本君も同様の気持であつたと思つていたが、そうではなかつた。『復活』はまだ私につきまとつてくる。このことは後に述べる。

『刑法読本』問題（一九三三年）

年があけて一九三三年になつた。ドイツではナチスが天下をとつた年、日本の軍部と官僚と思想家とがドイツに追随しはじめた年、日本を破滅に導く種子のまかれた年である。東京では、休会あけの議会が開かれ、質問戦の火ぶたがきられた。真先きに取上げられたのは、当時問題化していた司法官赤化事件である。衆議院においては宮澤裕氏、貴族院においては菊池武夫氏の質問が、思想問題に関する限り代表的のものであった。宮澤氏や菊池氏の質問に対し鳩山文相は力強く赤化教授（とくに帝大という二字が冠せられていた）は厳重に処分すると答えた。『復活』については何の質問もなく、せっかく答弁材料まで用意した文部当局の苦心は取越苦労におわつた。ところが『復活』の代りに私の著書『刑法読本』が攻撃の対象になつていることを別の方面から知らされて、私はまた意外の感にうたれた。それは三月中頃であつたと思う、妻の兄北村保太郎から手紙を受取つた。北村は当時商工省の会計課長で予算委員会に出席していると、衆議院の宮澤氏が、京大教授の『刑法読本』のような危険思想を大学で講ずるのはけしからぬ、文部大臣は泣いて馬謖を斬るつもりでこうした赤化教授を罷免せよ、という意味のことを質問し、これに対して鳩山文相はあたりさわりのない答弁をした、ということであつた。宮澤氏は大学名と書名とをあげただけで、私の名はいわなかつたと書いてあつた。あの程度の質問と答弁によって文部省が君の進退を問題にするとは思わないが、とにかく議会で『刑法読本』を攻撃したという事実は承知しておけ、とつけ加えてあつた。北村は私の問題につき文部当局から一役買わされることになるが、これは後のことで、その当時は何の関係もなかつた。『刑法読本』の問題になつたことを知つたのはこれが最初である。

ここで『刑法読本』のことを説明しておく。この本は一年前の一九三二年一月から三月の終りまで約三月

にわたり大阪放送局の依頼で公民講座として週に一回放送したものと、後によくまとめたもの、土台になつたものは聴取者に配布したテキストと刑法研究生の放送速記である。思想問題の放送管理は神経質になつてゐるということだったが、はたして放送局の係員から注意と注文とを各一回うけた。注意というのは、懲役と禁錮の区別を説明したついでに大審院の判決を批評したことに関するものである。先年、名古屋控訴院が治安維持法の刑事事件につき禁錮を選択したとき、何故に懲役を斥けて禁錮にしたかということを詳細に説明したのに反し、大審院は同じ事件の上告判決において、何の理由をも示さず「所犯情状に徴し所定刑中懲役を選択し」というだけで、被告人に懲役を科したことがある。私は大審院のこの態度に対し、最高裁判所らしくない冷淡なやり口だと、と批評したのであった。次の放送日、放送をはじめる前に係員のいふには、放送では現在の政治の批評は禁ぜられている、この前の放送は規則に反するという注意が監督官庁からあつた、今後はその趣旨を含んでやつてくれ、ということであった。これが注意である。そこで私は判決の批評と政治の批評とは別物で、規則違反になるはずはないと思うが、前回の放送が問題になつたのなら、私みずから釈明にあたる、あなた方にご迷惑はかけない、という趣旨のことを話しておいた。このことについてはこれ以上問題は起らなかつたと記憶する。次に注文といふのは、監督官庁から、皇室に対する罪は放送しないよう、という通知があつた、そのつもりで取計つてくれ、ということである。そこで刑法各論第一章「皇室に対する罪」を放送から除外した。前後十二回の放送において、これ以外には何のこともなかつた。

放送を書物にまとめる考えはなかつたが、四月頃だつたと思う、大畠達雄君から、刑法放送を一冊にまとめてくれないか、という依頼があつた。大畠君は日本評論社の出張員として京都に駐在していた人で、数年前からの交際である。日本評論社を退社して大畠書店を経営することになつたが、最初の出版物として私の本を出したいという申出である。大畠君は稀に見る人格者で私の平生尊敬している人である。私の本が大畠

III

激

流

一九六三
（昭和三十八）年刊行

いわゆる「瀧川事件」の発端

人の一生は、思いがけないときに、思いがけないことから、急に方向を転換する。昭和八年（一九三三年）五月二十六日は私の単調な一生にとって、方向転換を与えた最初のものである。

私は大正四年（一九一五年）に当時の京都帝国大学法科大学を出て、同七年に助教授に任命され、昭和八年（一九三三年）まで十数年間、刑法の研究者として、世間のいう象牙の塔で平穀無事に暮らした。妻子に死なれることもない。私の生活は、登り坂も降り道もない、平坦な一本道であつた。

公私の生活に、これという苦労をしたことがない私というものは、いたって単純な人間にできあがつていいようだ。こういえば他人が喜ぶとか、こんなことをズケズケいうと他人の気にさわる、というような心づかいをしたことがない。私自身は長所であると信じているが、他人には私の短所と映じているようだ。

そうした私の生活に打撃、打撃というと大げさだが、とにかく登り坂も降り道もなかつた生活に変化を与えるキッカケになつた日が、昭和八年五月二十六日である。その日に私は、十五年間勤めた京大から追い出された。京大事件とか、瀧川事件の名のもとに、第二次世界大戦後の中学校の社会科の教材にまでなつた。京都大学には、世間の問題になつた事件が、その前後にあるためか、ちかごろは、私の追放された事件を「瀧川事件」と呼んでいるようである。

瀧川事件というのは、私の思想が当時の帝国大学教授として不適当だという理由で、文部大臣が京大総長に対して、私の罷免を要求し、京大総長は政府の要求が不当であることを指摘してその要求を拒否したため、

政府は京大の伝統を無視して私を休職にした。そのため、私の属する法学部が、そんな政府のもとでは学問の研究も学生の教育もできない、という理由で教官全部が辞表を提出したという事件である。

事件は私に直接関係があることだから、当時はもとより、今日まで、公にされたこと以外は、あまり話したことでも書いたこともない。また事件が表面に出てからは、法学部教授会に出席することを遠慮していたため、教授会がどういう経過をたどって議していったか、直接には知らない。私が教授会に出席するようになつたのは、政府が私を罷免または休職にしたばかりに、教授会のとるべき態度がハッキリきまつた以後であるから、私が休職処分に付せられた数日前からである。私の出ていない教授会の模様の大体は、そのつど法学部長からきいており、また報道機関の人たち、とくに、その当時、朝日新聞京都支局の大学係をしていた田畠磐門さんから教えられていたから、まさしく知らないわけではないが、私の出ていない教授会の内容についてはふれないとにする。

田畠記者の取材がじつに正確であつたことを、いまさらながら感心している。有能な記者というのは、こういう人のことであろう。

当時のくわしいメモが、私の手許にある。また、事件の直後に政経書院の『京大問題批判』（昭和八年九月二十三日発行）、岩波書店の『京大事件——七人共編、編者佐々木惣一』（昭和八年十一月二十五日発行）がある。七人共編は、辞職した七人が事件直後に新聞、雑誌に公にした感想文である。私のメモからるととき、当人の迷惑になると思うところは、死者、生者を問わず原則として姓名を出さないことにする。

妙なことが、事件のキッカケである。昭和七年十二月八日の朝、佐々木惣一先生から電話があり、「あなたの話しておきたいことがある。いや、なんでもないことだが、耳にだけ入れておきたい」ということであつた。

その日は木曜日で、八時十五分から十時まで、十時十五分から十二時まで、佐々木先生の講義と私の講義とが同じ教室で行われる日である。佐々木先生は早起き、私は朝寝坊だから、たぶん佐々木先生の講義がさきで、私の講義があとであったと思うが、この点は私のメモに書込んでないので、ハッキリしない。

佐々木先生の研究室で話をきいたのは、十分間くらいである。話はつぎのようなことであつた。

「きのう宮本英脩教授（刑法第二講座の担当で私と同系統の専門）から話があつたことだが、あなたが中央大学とかでした講演が問題になつていて、ということである。総長（新城新藏）が文部大臣（鳩山一郎）からその話をきき、大学に帰つてこれを宮本英脩教授に話したのを、私（佐々木）と宮本法学部長（英法担当の宮本英雄）と同席で英脩君からきいた。私と法学部長と同席できいてもらいたい、という英脩君の希望があつたから、私も同席した。学部長は学部規程改正のためきのう東京にいったが、これだけのことを話しておいてくれ、という依頼があつたから耳に入れておく。くわしいことは学部長がかえつてからきいてもらいたい。学部長は文部省にゆくのだから、あなたのこともきいてくるだらう」。

佐々木先生の話はこれだけであつた。

中央大学での『復活』講演

この話をきいて、私はキツネにつままれたような気がした。中央大学の講演といえば、その一ヶ月半前の十二月二十八日に、中央大学の講堂でした講演のことである。私が高等試験の委員として東京に滞在していたとき、私といつしょに刑法を担当していた草野豹一郎（大審院判事）と小野清一郎（東京大学教授）の両人と私の三人が講演をした。草野さんは「発売禁止と出版法」、小野さんは「刑事補償法」、私のは「トルストイの『復活』に現れた刑罰思想」という題であつた。

私はイタリアのチュラティ、スイスのエッティンガーの刑罰否定論を批判して『復活』に出てくるトルストイの刑罰思想を紹介し、社会は犯人に復讐的態度をもつて対抗するまえに、犯罪の原因を十分調査しなければならないこと、同情と理解とは報復的刑罰より人道的である、というトルストイの立場を肯定した。

かつて京都大学と東北大学とで講演したことがあり、講演のレジュメは京大法学部の学術誌『法学論叢』に出てる。講演のどこが問題になつたのか、私には見当がつかない。

それから半年後、私の問題が大詰め近くなつた翌八年五月二十日に、鳩山文相が大阪にきたとき、車中訪問の新聞記者に向つて「中央大学の講演が共産主義的でいけないのだ」と答えてる。

また、京大法学部教授の山田正三さんが司法省人事課長の坂野千里氏にあつたとき、私が講演のなかで裁判官を罵倒したとかで大審院判事中に怒つている人がある、という話を坂野課長が山田さんに語つたということを、山田教授からきいた。

さらにそののちに、坂野司法省人事課長は宮本法学部長に対し、裁判官を罵倒するような人が司法科の国家試験委員ではこまる、なんとかしてもらいたいとえんきよくに私を高等試験委員から排除する意向を示している。

『復活』の講演が、私の休職と直接に関係なかつたことは、あとにのべることで明らかになるが、ここで私は『復活』講演にふれておく。

私が講演でのべたなかに、つぎの一節がある。

私は、カチューシャを裁判した裁判官が三人とも、同胞の運命を決定する重大な仕事に従事しながら、きわめて利己的な理由から、うわのそらで裁判にたずさわった態度を『復活』のことばどおりに（岩波書店のトルストイ全集にある中村白葉訳『復活』による）紹介したまでである。

裁判長は情婦と約束した時間におくれやしないかと心配して、しばしばポケットから懐中時計を出して見たこと、陪席判事の一人は妻とけんかして出勤したため、はなはだふきげんであったこと、他の一人の陪席判事は胃病になんでおり、健康のことばかり考えて妙に迷信的になつていてこと、を『復活』によつてのべた。大審院判事をおこらすようなことはいわなかつたつもりである。

私の事件が終結したのち、さきにのべたようなことを書いて、その結論のつもりで、「私の講演が草野大審院判事の面前で行われたことを思いおこす人には、いつさいの疑問が氷解するはずである」と書いたことがある（昭和八年『改造』九月号二六ページ）。いくら私が勝手なことをいう人間でも、草野さんという大審院判事を目のまえにして大審院判事を罵倒するほど不作法者ではない。草野さんは中央大学の講演の世話をした大審院きつての刑法理論家である。いろいろの事情を思い起こす人なら私が大審院判事を罵倒したと考える人はないはずだ、というつもりで書いたのであつた。

草野さんの「瀧川幸辰氏に糺す」

ところが意外のことが起つた。同年十一月の『文藝春秋』に草野さんの「瀧川幸辰氏に糺す」という一文がのつた。

それによると草野さんが坂野司法省人事課長と用談をしたとき、人事課長が草野さんに對し「瀧川氏が中央大学の講演で裁判官を罵倒したことをおこつて、私（坂野）に告げたのはあなた（草野）のように読まれるが、私は京大の山田教授に対し、あなたが講演に憤慨されたといったのではない。それを憤慨して私に告げたものがあるという話をしただけ。瀧川氏の書いたものをよく読みなさい」と注意すると、草野さんは「なるほど、坂野氏に注意されたようなことが書いてある」というわけで「糺す」の一文を書いたということ

である。

そして草野さんは、坂野氏にそんな告げ口をしたおぼえないと弁明され、同時に私のためにも弁明の労をとられた。

「私（草野）の記憶をたどつても、瀧川氏が日本の裁判官を罵倒したと感ぜられる点を思いだせないので、当時の速記録を調べることにした。最初から熟読してみたが、どこにも日本の裁判官を罵倒した点を発見し得ないのみか、かえつて「日本でも裁判官は官吏中で、一番よろしい。悪いことをしない立派な人間である」という一節すら存在しているのを発見した」と書いている。

東北大学の『復活』講演には当時の宮城控訴院判事で東北大学の刑法の講師であった鹿島鶴之助氏ほか数名の司法官が、その席にいた。

中央大学では、途中から当時の検事総長林頼三郎氏がこられたし、教授、先輩が相当集まっていた。宮本京大法学部長が文部省専門学務局長の赤間信義氏に会見したとき、赤間氏は「講演がすんだあとで聴衆がワイワイいって、あの男は無政府主義だとなんとか騒いだ」といつたが、「聴衆がワイワイいって」というようなデマを根拠として問題をつくるのは、文部省としてあまりに軽率だとあきれたわけである。

『復活』講演が共産主義的というのも的はずれである。とくに中央大学のときには、ロシア革命とトルストイ主義との関係を明らかにするために、講演のはじめに「——レーニンはトルストイの無抵抗主義が、ロシア革命を十年おくれさせたといつて歯ぎしりした。またルナチャルスキーは、トルストイ主義がマルクス主義の正面の敵でないにしてもじつに頑固な、力強い敵であつたといつて、トルストイ主義にふくまれている反革命的因素にごうをにやしたくらい、トルストイは現代のロシアのじやまと者である」とのべた。だから私の講演が、共産主義と結びついて問題になるとは夢にも思わなかつた。

話をもとにもどそう。私が佐々木先生と面会した翌日、宮本法学部長から、文部省での私にかんする話をきくことができた。宮本法学部長は、この件について文部省専門学務局長の赤間信義氏と面会したということである。宮本さんはつきの趣旨のことを話してくれた。

「赤間局長の話によると、きみの講演に不穏當な箇所があつたということだ。犯罪は国家生活のアンバラシスから起る。それなのに國家が刑罰を科するのは矛盾である。犯罪は、いわば国家の受ける刑罰である。そういうことばがきみの講演にあつたそうで、これは乱暴なことをいうものだ、と司法大臣（小山松吉）が文部大臣（鳩山一郎）に話をし、大臣が局長に伝えたということである。議会で質問が出るという予告があつたとかで、文部省は答弁材料の準備につとめているらしい。講演の内容と、きみの講義または著書で講演内容と関係のある部分に赤ラインでもつけて出してもらえないだろうかという依頼である」。

だいたいの話はこうしたものであった。宮本学部長が座談的に話してくれたことから、私の疑問が解決した。

新城総長の言動

疑問というのは、総長（新城新藏）が文部大臣（鳩山一郎）からきいた話を、どういうわけで学部長の宮本英雄教授に話さないで、学部長でもない宮本英脩教授に話をしたのかというのが第一点。第二の点は、英脩教授が佐々木教授の同席のもとに学部長の英雄教授にその話をしたいというのがどういうわけか、ということである。

総長は東京から帰るなり、英脩さん宅にかけつけ「瀧川の思想はどんなものだ。あなた（宮本英脩）は専門が近いから」と問うたということである。総長のつもりでは、英脩教授の返答のぐあいによつては、文部

省の片棒をかついでもよいという考えだったという。

総長の考え方については思いあたることがある。そのころ、総長がわざわざ佐々木先生の私宅をたずねて「総長がある学部の教授会の同意を経ることなしに、その学部の教授を罷免してよからうか」という質問を持ち出した。私は高等試験委員として東京に滞在していたとき、同じホテルに泊っていた佐々木先生からその話をきいた。

佐々木先生は、総長の頭にあるのは法学部の教授ではなかろうか、と心配されていたようだが、それは他の学部の教授のことであった。

佐々木先生は総長に対し「そんなことをすれば大変なことになる」と、総長の暴挙をとめられ、総長は佐々木先生の忠告をいれられた、ということである。

総長には、そうした前歴がある。教授の進退にかんする問題である以上は、事の成否はとにかく、最初から問題を軌道にのせて処理すべきである。学部長でもない教授の意見を求めてなんとかしようというこそ、くなやり口が、形を変え、品を変えて、事件の最後まで跡をたたなかつた。そのことが事件の解決を複雑にし、困難にしたようと思う。一言でいうと、この事件はスタートから誤っていた。

宮本学部長から赤間専門学務局長の依頼話をきいた私が「講演というのは前に京大法学会でした講演と同じものだ」というと、宮本学部長は、「なんだ、あれか。くわしいことは忘れたが、レジュメが『法学論叢』にのつたね。とにかく、赤間局長に返事をする約束をしてきたから、だいたいのことを話してくれ」という。私は話をするよりは、原稿を読んでもらうほうが手取り早いと思つたので、「原稿があるからめんどうだが、いちおう読んでもらいたい」というと宮本学部長が「そうしよう」と話がまとまり、その日は別れた。

翌日、私は原稿と岩波版トルストイ全集の『復活』とを宮本さんに手わたした。原稿には『復活』からの

大学自治のはきちがえ

率直にいうと「天皇事件」について京大は処置を誤ったと、私はいまも信じている。そののちの軌道はずれの学生運動の原因の一つは、天皇事件にたいする微温的処置にあつたと思っている。

その日の夜、永田圭一市警本部長が私宅に電話をかけてきた。

「京都ではのんきにかまえているが、東京では大問題になつていて。田島宮内府長官が、騒動の最中、京大から内閣に電話報告をしている。それを知つてか知らないかわからないが、遠方の火事のようにのんきに構えている京大はどうかしている。

天皇の大学訪問について警察側の事前調査では一騒動起ることはわかつていた。そこで、あらかじめ警備方を大学に申入れたのだが、大学のことは大学で処理するからそれにはおよばないという剣もホロロのあいさつであった。それなのに天皇が御所の宿舎に帰られるだんになつて、警察の出動を頼むということになつた。だらしのない話だ。

じつは、まえもつて先生（瀧川を指す）の意見を求めるつもりだつたが、めいわくをかけては、と思ったので事前には電話ひとつかけなかつた。電話をかけたとなると、永田と瀧川とが相談して警官を学内に引入れたということになるにきまつっている。おたがいに「反動」の張本人になつてゐるからね。私は今夜、東京にゆく。内閣から呼びつけられたのです」ということであつた。

さきに私が佐々木先生と永田君とが別の意味で、私が総長にならなくつてよかつたといつたとのべたが、永田君の気持ちは、うえにのべたようなことであつたらしい。

佐々木先生は、私が大学教授に再任されながら、研究する時間がロクにないことを、かわいそだと思わ

れたのであつた。三ヶ年あまり教授専任になつたので、そのあいだに多少の勉強ができたことをありがたく思つてゐる。かげひなたになつて心配してくれる先輩、友人はありがたいものである。

警察が大学に入ることは、大学自治の破壊であるという考え方が大学の一部にある。これは素朴な頭から出た、思想混乱の一例である。大学の自治は研究の自由を守るためにだけ、存在の理由がある。たとえば、戦前にしばしばあつたと伝えられている思想スパイ行為は、研究を職務とする大学としてだまつてはおられない。

しかしどんなことがあつても警察は大学に入りすべきでないというのは、大学の自治の主張を越え、大学治外法権の主張である。大学に警官が出入りすることは望ましくないが、なんでもかんでも、大学のことは大学で片付けるというのでは、大学は研究の場でなく、闘争の場になつてしまふ。

大学治外法権論に似たものは学生だけでなく、堂々たる教授の考え方もある。大学自治論者のある者は自分たちの意向に反するとき、自分たちの反対者に保守反動のレッテルをはる。もっと頭を冷静にしてよく考える必要がある。

昭和二十八年十月に服部総長が病気のゆえをもつて辞任を表明した。総長辞任とともになう協議会（各学部評議員と部局長で組織し、総長選挙の手続を行う）が開かれたが、総長の病気の程度がわからぬため、主治医の意見を求める必要があるということになり、辞任の承認はつぎの協議会にもちこされた。

十一月十日にひらかれた協議会には井上硬教授（京大医学部第一内科の主任）が出頭して、総長の病状を報告した。協議会は辞任を承認したうえ、十一月二十三日に次期総長の選挙を行うことを決定した。選挙の結果、私が総長候補者に当選し、十二月十一日に任命された。

服部総長の辞職前に、学則を犯して不穏な行動に出た学生騒動の首脳者を放逐処分に付した事件があつた。

学生たちはこの処分を不当として、全学ストなるものを行つた。私は全学ストの真っ最中に就任した。就任と同時に学生部長に学生代表の招集を命じ、学生ストの無意味なことを説明し、「私はあすから三日間出張するから私の帰学するまでにストをやめるよう」申渡した。学生代表十二名は、「かならずやめます」と誓つた。

私は予定どおり三日後に帰ったところ、ストをやめるどころか、学生大会はスト強化の決議をしていた。そこで私は再び学生代表を呼んで、「諸君は約束の守れない人間である。ストをやるならやるがよい、私は私の道を歩むことを諸君に告げておく」といつて面会を打切つた。私の態度に、なにかやるなア、というけぶりがあつたのである。学生代表は、「さっそく学生大会をひらいてストをやめます」といつて引きさがつた。二時間後に「ストをやめました」という報告があつた。

当時の学生運動というものは軌道をはずれた、めちゃくちゃのものであつた。学則を守らない、勝手な要求ばかり持ち出すというありさまで、学則を守るという宣誓をして入学したことをケロリと忘れている。

私への暴行事件

それから一年半後の昭和三十年六月三日、学内を歩いている私を取り巻いて腕力ぎたに出るという事件が起つた。なんとかゼミナール（研究会）を学外の人たちといつしょにやりたいというのを、私が許さないといったのが原因である。ゼミナールといえば人ぎきがよいが、実際は学の内外のあるイデオロギーの代表者たちがいつしょになつて、なにかを協議する会合である。

私に腕力を加えた結果は学内の処分となり、また、検察官から暴行等の罪名で起訴された。私は事件のあつた翌日、ヨーロッパに出発したから、学内処分も起訴も二ヶ月後に知つたのだが、私に対

する腕力行使は、これが学生かという、じつに乱暴な行動であつた。起訴された二人は最近に控訴審の判決を受け、新聞記者から感想をきかれたとき、その一人は、「私たち研究と集会の自由を求めて、瀧川先生の失脚をねらった」とハッキリいっている（昭和三十七年十月十七日付『朝日新聞』朝刊記事）。

学生のやつたことが法律上の犯罪になるかどうか、そんなことはたいした問題ではない。一二一が四といつたような、ぬきさしならぬ証拠がないかぎり、涼しい顔をしている人間を私はけいべつする。こうした人間はアタマがよからうがウデききであろうが、人間としてはとるに足らないと私は思つてゐる。

私が総長時代に学んだことは、ウソを平氣でつく人間、恥を恥としない卑劣な人間が世間に多いということ、また、かくれたりつぱな人が案外多いのに、世間はそうした人を無視している、ということである。よい人生勉強であつた。